平成２９年（フ）第２２６号
愛知県蒲郡市豊岡町白山31番地６　Ｂ棟404号
債務者　岡田　恵美
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４５２号
岡山市北区田中147番地101ビューティフル長瀬305、旧住所岡山市北区田中116番地103レジデンス十和203、岡山市北区横井上1385番地４
債務者　高岡　周一
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４５６号
岡山市中区藤崎718番地11
債務者　服部知賀子
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８５号
岡山市中区平井１丁目３番22―１号
債務者　髙村　知佐
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２５７号
東京都清瀬市竹丘２丁目10番29―206号
債務者　鈴木　弘美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９１号
沖縄県うるま市与那城79番地１
債務者　ホセンダヴ頼加
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１９３号
沖縄県宜野湾市宜野湾２丁目21番３―108号サントハウス
債務者　當山　恵未
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１８号
熊本県阿蘇市乙姫155番地４　乙姫住宅Ｃ号室
債務者　小山絵美子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月８日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目１番39号サンイーストクレセオＡ202
債務者　日下　祐二
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第９９号
栃木県足利市小俣町910番地２、前住所栃木県足利市松田町2324番地５
債務者　伊藤　稔木
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２２１号
愛知県豊川市代田町１丁目31番地　セジュール代田102号
債務者　野中真登佳
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２２８号
愛知県豊川市大木町新町通316番地４　ストロベリーハウスⅠ101号
債務者　杉原　美絵（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月19日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２４７９号
神奈川県大和市福田501番地１　ライムライト203
債務者　菊池由美子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４８１号
横浜市中区石川町３丁目123番地　ピュアウインド元町101
債務者　松石　志保
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５８１号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目22番35号　メゾンドゥフルールⅡ201号室
債務者　林　　勇太
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部